保育料軽減制度のご案内

(ひょうご保育料軽減事業)

兵庫県では、子育て世帯の経済的な負担を減らし、子育てしやすい環境をつくるため、 保育所や認定こども園などに通う0歳~2歳の子どもの保育料の一部を補助します。

対 象

【子どもの要件】

次の要件を満たす子どもの保育料が対象です。

- ・兵庫県内に住所があり、令和5年4月1日時点で2歳以下 (令和2(2020)年4月2日以降の生まれ)
- ・市町から保育認定を受け、保育所等の対象施設・事業を利用している
- ※国の規定に基づき、複数の子どもがいることによる優遇措置(保育料半額、無料)や要保護者等に該当することによる優遇措置(第1子保育料半額以下、第2子以降無料)を受けている場合は対象外です。

【世帯の要件】

世帯合計の市町民税所得割額が次の額未満の世帯が対象となります。

- ・第1子 : 57,700円未満
- ・第2子以降:155.500円未満(ひとり親世帯等は、169.000円未満)
- ※4月~8月は令和4年度、9月~3月は令和5年度の市(町)民税所得割額で判定します。
- ※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町の長が認めた世帯です。
- ※住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化の対象となっているため対象外です。

対象期間

令和5年4月から令和6年3月まで

補助額

月額5,000円を超える保育料に対して、以下の補助基準額を上限に補助金を交付します。 ただし、保育料の1/2と比較し、低い額を限度額とします。

【補助基準額】

・第1子 : 10,000円 ・第2子以降: 15,000円

申請手続き

- ・軽減の対象となる方(令和5年12月18日時点)のご自宅へ申請書を送付しています。 (令和6年1月19日(金)頃発送予定)
- ・申請書をご記入のうえ、**令和6年2月16日(金)まで**にご利用施設または尼崎市こども入 所支援担当までご提出ください。
- ※ <u>補助対象外の方へは、申請書を送付していません。</u>補助要件を満たすとして、申請を希望される方は、ご利用の施設から申請書の交付を受けて上記期限内にご提出ください。

お問い合わせ先

【申請、手続きなどに関すること】

尼崎市こども青少年局こども入所支援担当

TEL 06-6489-6370

(受付時間:平日8:45~17:30)

【制度に関すること】

兵庫県福祉部こども政策課 TEL 078-341-7711 内線2870

(受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:30)

補助対象チェックリスト

- □ 子どもが、次の施設を利用している
 - ・保育所・認定こども園・小規模保育事業
- □ 子どもの年齢は、令和 5 (2023)年4月1日時点で 0 ~ 2 歳 (誕生日が令和2(2020)年4月2日以降)
- □ 国の規定に基づき、複数の子どもがいることによる優遇措置(保育料半額、無料)、 要保護者等に該当することによる優遇措置(第1子保育料半額以下、第2子以降無料)を 受けていない

<保育所等を利用している子どものうち、最年長の子どもから順に 2人目は半額、3人目以降は無料となります>



〈年収360万円未満相当の世帯は、軽減措置が拡充されます。〉



- □ 世帯合計の市町民税所得割額が、次の額未満である
 - ・第1子 : 57,700円未満
 - ・第2子以降:155,500円未満(ひとり親世帯等は、169,000円未満)
- □ 月に5,000円を超える保育料を負担している

すべてに当てはまったお子さん・世帯は「ひょうご保育料軽減事業」の対象です。 表面に記載の申請手続きのとおり、申請書を提出してください。

O & A

- O 途中入園でも対象になりますか。また、途中で退園した場合はどうなりますか。
- A 保育所等に在園している期間(入園した月から退園した月まで)が対象になります。 ただし、保育料を日割り計算した結果、5,000円を下回る月は補助の対象外です。
- Q 「保育料」には何が含まれますか。
- A 保育料とは各市町が条例や規則等により決定しているものです。 給食費や通園バス代など、各園が独自に徴収するものは、補助の対象外です。
- Q (申請書を提出し、交付決定を受けた場合)保育料の軽減はどのように行われますか。
- A 令和6年5月下旬頃に口座振込により補助金をお支払いします。
 - ※ 令和5年度より、軽減額を補助金としてお支払いする方式に変更しています。
- Q 保育料の補助額の計算方法は。
- A ①月額保育料-5,000円 ②補助基準額(第1子10,000円、第2子15,000円) ③月額保育料の1/2 を比較し、最も低い額×対象月数を補助します。
 - ※1月あたりの補助額に100円未満の端数が出た場合は切り捨て
 - 【例】・第1子で、保育料が月額24,000円の場合
 - ①… 19,000円 ②… 10,000円 ③… 12,000円 ⇒ 補助額10,000円
 - ・第2子で、保育料が月額24,000円の場合
 - ①… 19,000円 ②… 15,000円 ③… 12,000円 ⇒ 補助額12,000円
 - ・第3子で、保育料が月額9,000円の場合
 - ① … 4,000円 ② … 15,000円 ③ … 4,500円 ⇒ 補助額 4,000円